

地熱発電をお考えの 皆様を支援します。

～地熱の有効利用等を通じて、地域住民への開発
に対する理解を促進するための支援のご紹介です～

地熱発電後の熱水を活用したビニールハウスを設置したい。



地域における地熱資源開発に対する理解
を促進するために、地熱発電の先進地視
察や勉強会を実施したい。

地熱資源開発に対する地元理解を深める
ために必要な費用を支援します。

【お問い合わせ先】

資源エネルギー庁資源燃料部政策課(03-3501-2773)

●地熱を有効利用等した事業などに対する補助制度

地熱の有効利用等を通じて、地域住民への開発に対する理解を促進することを目的として行う事業(例えば、①熱水を利用したハウス栽培事業の実施や②セミナーの開催等)に対し補助を行うことで、地熱資源開発を促進する。

また、③地熱発電と地域の名産を組み合わせるなど、地熱を活用し地域への集客を促す地域物産展の開催支援等を実施するとともに、④大規模地熱資源開発等を原因として温泉が枯渇するなどの影響が生じた場合に、温泉事業者等が行う温泉井の掘削工事等に対して補助を行う。

■対象者:地方公共団体、温泉事業者、第3セクター等

■対象経費:地熱開発の理解促進事業

■補助率:定額

※③の事業については本省及び地方経済産業局が直接執行。

<ハード事業> 地熱発電後の熱水を利用した地域振興事業

<地熱を活用した融雪パイプ敷設事業>

<地熱を活用したハウス栽培事業>



<地熱を活用した養殖事業>



<ソフト事業> 地熱資源の活用事業等の勉強会、地熱発電所見学会



【当該事業を活用した成果事例】

<見学を通して発電所側の環境対策を理解>

<地熱開発に対する住民の不安が払拭され地熱調査に合意>



次のステップへ

